

## 議案第 47 号

### 新座市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

新座市子ども・子育て会議条例（平成 25 年新座市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、<u>次に掲げる事務を行う。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法第 8 条第 3 項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項に関すること。</u></p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、<u>法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u></p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。  
(新座市児童福祉審議会条例の廃止)
- 2 新座市児童福祉審議会条例（平成 13 年新座市条例第 14 号）は、廃止する。  
(新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 3 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年新座市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>新座市子ども・子育て会議条例(平成25年新座市条例第35号)</u>に基づく<u>新座市子ども・子育て会議</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>新座市児童福祉審議会条例(平成13年新座市条例第14号)</u>に基づく<u>新座市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 [略]</p>

(新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年新座市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この項において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>新座市子ども・子育て会議条例(平成25年新座市条例第35号)</u>に基づく<u>新座市子ども・子育て会議</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(最低基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、<u>新座市児童福祉審議会条例(平成13年新座市条例第14号)</u>に基づく<u>新座市児童福祉審議会</u>の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、家庭的保育事業等の設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 [略]</p>

令和3年5月27日提出

新座市長 並 木 傑

## 提 案 理 由

新座市子ども・子育て会議の所掌事務を改め、新座市児童福祉審議会を廃止するとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。